



教政第1438号
令和7年12月5日

各県立学校長 様

石川県教育委員会教育長

令和8年度の石川県立学校入学検定手数料の減免について
(令和6年能登半島地震及び奥能登豪雨関係)

標記の件について、令和6年能登半島地震及び奥能登豪雨の被災世帯の生活再建等に要する経済的負担を軽減することを目的として、被災した児童生徒の入学検定手数料を別添のとおり免除することとしましたので、事務処理に遗漏のないよう願います。

なお、各学校設置者（小中学校）に対して、別添のとおり通知していることを申し添えます。

<担当連絡先>
石川県教育委員会事務局教育政策課
学校経営グループ 塩梅
TEL : 076-225-1817 (直通)

令和8年度石川県立学校入学検定の手数料減免について (令和6年能登半島地震及び奥能登豪雨関係)

1 目的

石川県手数料条例（平成12年3月24日石川県条例第7号）第5条の規定による石川県立学校の入学検定手数料の減免に関し必要な事項を定めるものとする。

2 減免の対象者

- (1) 令和8年度石川県立学校入学検定を受検する者で、令和6年能登半島地震（以下「地震」という。）及び令和6年奥能登豪雨（以下「豪雨」という。）により、保護者等の家屋が半壊以上の被害を受けた者とする。
- (2) 「家屋」とは、地震及び豪雨直前まで居住していた家屋であり、持ち家、借家等の区分を問わないものとする。
- (3) 「半壊以上」とは、全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊のいずれかを指し、罹災証明書により判断するものとする。

3 減免の額

入学検定手数料の全額を免除するものとする。

4 減免の申請手続

- (1) 所定の入学願書に添付の使用料（手数料）納入票の「証紙はり付け欄」に、入学検定手数料分の県証紙をはり付けずに「免除申請者」と記入する。
- (2) 上記の入学願書に罹災証明書の写しを添付し、受検先の県立学校に提出する。

5 減免の決定

- (1) 減免の決定は、入学願書に添付された罹災証明書の写しに記載されている、住家の被害の程度の結果の審査によって行うものとする。
- (2) 減免申請者への受検票の交付をもって、入学検定手数料の減免の決定の通知とする。

6 その他

- (1) 上記に定める事項以外の取り扱いは、別に教育政策課長に協議するものとする。
- (2) この運用の適用期間は、令和8年1月1日から令和8年3月31日までとする。

令和8年度の石川県立学校入学検定手数料の免除に関する お知らせ（令和6年能登半島地震及び奥能登豪雨関係）

石川県教育委員会では、令和6年能登半島地震及び奥能登豪雨により被災した児童生徒が令和8年度の県立学校入学検定を受検する場合、以下のとおり入学検定手数料を免除することとしております。

1 免除の対象となる入学検定手数料

- ・県立金沢錦丘中学校入学検定手数料 2,200円
- ・県立高等学校入学検定手数料 全日制 2,200円、定時制・通信制 950円

2 免除の対象者

令和6年能登半島地震及び奥能登豪雨により、**保護者等の家屋が半壊以上（全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊のいずれか）**の被害を受けた児童生徒
※「家屋」は、被災直前まで居住していた家屋で、持ち家や借家等の区分は問わない

3 免除の申請方法

- (1) 所定の入学願書に添付の使用料（手数料）納入票の「証紙はり付け欄」に、県証紙をはり付けずに「免除申請者」と記入する。（記入例のとおり）
- (2) 上記の入学願書と**罹災証明書の写し**を、受検先の県立学校に提出する。
(在学する中学校で入学願書の取りまとめを行う場合には、当該中学校の指示に従って提出してください。)

※**罹災証明書の写し**を提出する際は、入学願書に貼付等はしないでください。

※**免除申請をする場合は、県証紙の購入は不要となります。**

4 県証紙の還付について

入学検定手数料の免除に伴い不要となった県証紙については、手続により還付することができます。還付手続は以下のとおりとなりますので、還付を希望される場合はお手続き願います。

- ① 所定の返還証紙等還付請求書を記入する。
(還付請求書は、右のURLよりダウンロードできます。)
- ② 還付請求書と県証紙を石川県出納室に提出する。（郵送可）

※詳細については、石川県出納室HPをご確認ください。

還付請求書等
(石川県出納室HP)



【お問い合わせ先】

石川県教育委員会事務局教育政策課 学校経営グループ TEL:076-225-1817(直通)

<記入例>使用料（手数料）納入票

- ・県立金沢錦丘中学校の入学検定手数料の免除を申請する場合

使用料（手数料）納入票				
申 請 書 願 書 等 整理番号	第 号			
7 年 度	一 般 会 計			
科 目				
款	項	目	節	附記
8	2	10	2	1
金 額	¥ 2, 200 一			
納 入 理 由	入学検定手数料			
※ 納 入 氏 名 (志願者名)				

(注)

- ※の箇所には志願者名を記入してください。
- 国の収入印紙と混同しないでください。
- 自己の印章等で割印しないでください。

証紙はり付け欄				
免除申請者				

入学検定手数料の免除を申請する者は、証紙はり付け欄に県証紙をはり付けず、左図のとおり「免除申請者」と記入してください。

- 証紙はり付け欄の点線に沿い証紙をはり付け、欄が不足するときは裏面を利用してください。
- はり付ける枚数がなるべく少なくなるようにしてください。
- 証紙は、北國銀行本支店でお求めください。

- ・県立高等学校全日制（一般入学）の入学検定手数料の免除を申請する場合
(推薦入学等の入学検定手数料の免除を申請する場合も、記入方法は同様とする)

使用料（手数料）納入票				
申 請 書 願 書 等 整理番号	第 号			
7 年 度	一 般 会 計			
科 目				
款	項	目	節	附記
8	2	10	3	1
金 額	¥ 2, 200 一			
納 入 理 由	入学検定手数料			
※ 納 入 氏 名 (志願者名)				

証紙はり付け欄				
免除申請者				

注意

- ※印箇所は納人（志願者）が記入してください。
 - 国の収入印紙と混同しないでください。
 - 自己の印章等で割印しないでください。
 - 証紙はり付け欄の点線に沿い証紙をはり付け、欄が不足するときは裏面を利用してください。
 - はり付ける枚数がなるべく少くなるようにしてください。
 - 証紙は、北國銀行本支店のほか、証紙充りさばき人からお求めください。
 - 推薦入学及び連携型入学の志願者で、合格内定を得なかった者が出願する場合、証紙をはり付ける必要はありません。
 - この際、はり付け欄の [] に「添付」と記入し、志願校から送付された使用料（手数料）納入票を、新たに作成した願書に添えてください。
 - 志願変更を希望する者で、変更出願する場合、証紙をはり付ける必要はありません。
- この際、はり付け欄の [] に「添付」と記入し、当初志願校で返却された使用料（手数料）納入票を、新たに作成した願書に添えてください。

こちらの欄には記入しないでください。